

新海面処分場護岸整備事業 (東京港新海面処分場予定海域)

令和6年11月19日(火)

港湾局港湾整備部

目次

1. 事業概要	1
2. 社会経済情勢等の変化	3
3. 事業の投資効果	6
4. 事業の進捗状況	10
5. 事業の進捗の見込み	13
6. コスト縮減等	14
7. 対応方針(原案)	15

1. 事業概要

計画概要

事業名	新海面処分場護岸整備事業
事業期間	平成5年度から令和27年度
施設内容	廃棄物埋立護岸 12,092m 埋立面積 380万㎡
総事業費	5,467億円

事業目的

- ・ 都区部において、中央防波堤外側埋立地の後に廃棄物等を受入れることのできる埋立処分場を確保する。
- ・ 減量・資源化後に最終処分が必要な廃棄物等の適切な処分を図り、快適な都民生活や都市の活動等を維持していく。

位置図



1. 事業概要

今回評価対象範囲



2. 社会経済情勢等の変化

「廃棄物等の埋立処分計画」の目的

新海面処分場の後、東京港内に新たな処分場の確保は極めて困難なため、現埋立処分場へ受入れる廃棄物の種類、埋立処分量などを定め、計画的な使用により延命化を図る。

- ※ 今後15年間の埋立処分量を計画
- ※ 概ね5年ごとに見直すこととし、直近は令和4年2月に改定

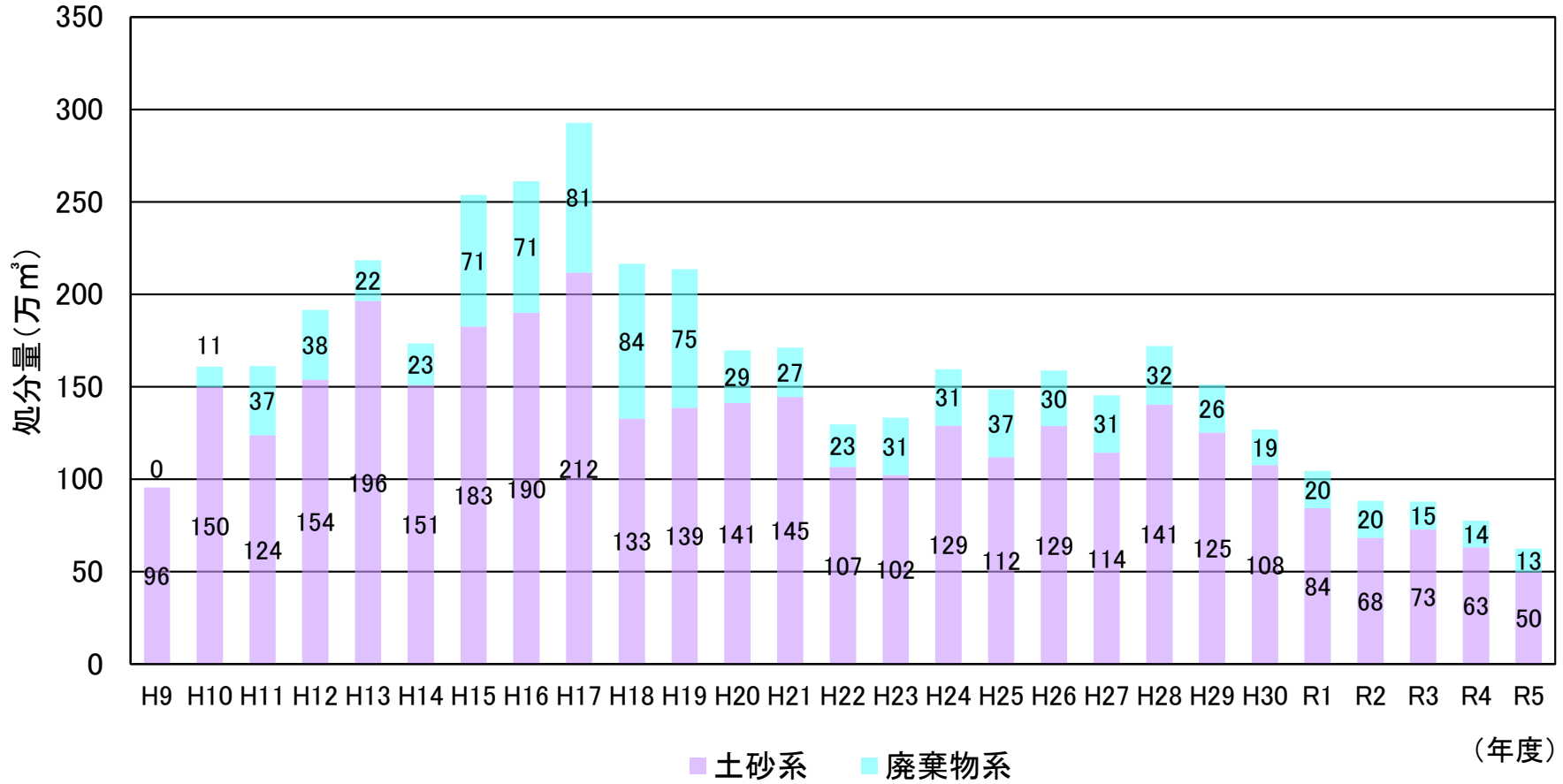
埋立処分計画量(15年間の埋立処分量:前回(平成29年2月)との比較)

		改定計画(万m ³)	既定計画(万m ³)	増減(%)
		令和4年度 ～令和18年度	平成29年度 ～令和13年度	
廃棄物	一般廃棄物	161	217	▲26
	産業廃棄物	120	135	▲11
	都市施設廃棄物	212	229	▲7
覆土材等		99	117	▲15
廃棄物系 小計		592	698	▲15
しゅんせつ土		1,315	1,323	▲1
建設発生土等		450	570	▲21
土砂系 小計		1,765	1,893	▲7
合計		2,357	2,591	▲9

• 全体で9%削減
 (廃棄物系:15%削減
 土砂系:7%削減)

2. 社会経済情勢等の変化

新海面処分場における処分量の実績



- ピーク時は250～300万m3の処分量であったが、近年は減少傾向にあり、100万m3弱の実績で推移している。

2. 社会経済情勢等の変化

Fブロック整備

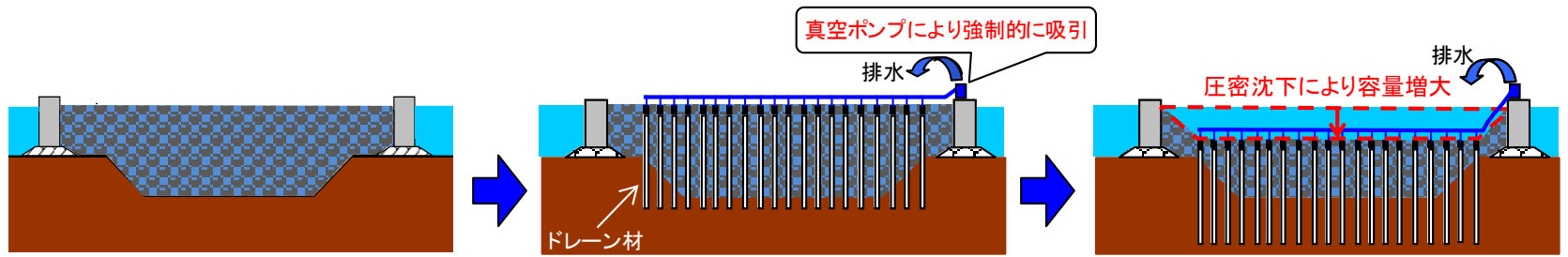
- 埋立処分に対する今後の見通し等を踏まえ、Fブロックにおける計画的な深掘・護岸整備を開始する。

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27
護岸整備	調査・設計																				
深掘																					

Gブロック容量増大策(沈下促進)

- しゅんせつ土による所定の埋立処分完了に併せて、処分場の延命化を図るための受入れ済みしゅんせつ土を対象とした沈下促進工事を行い、埋立容量の増大を図る。

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27
沈下促進																					

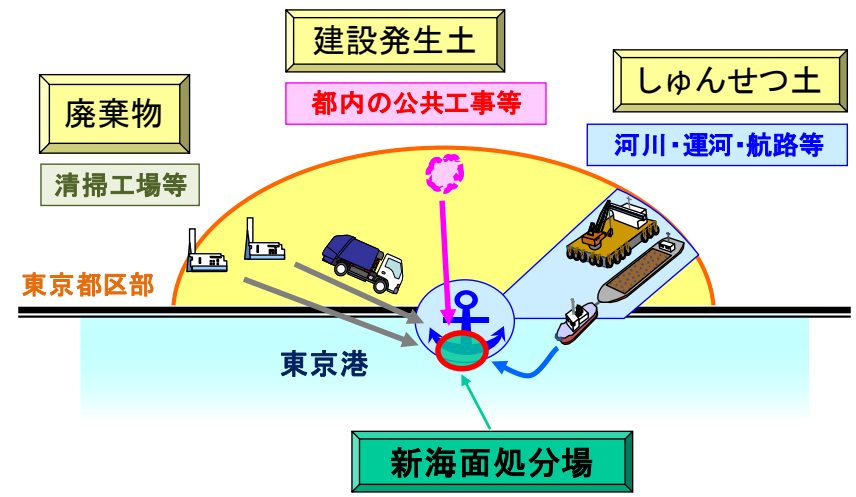
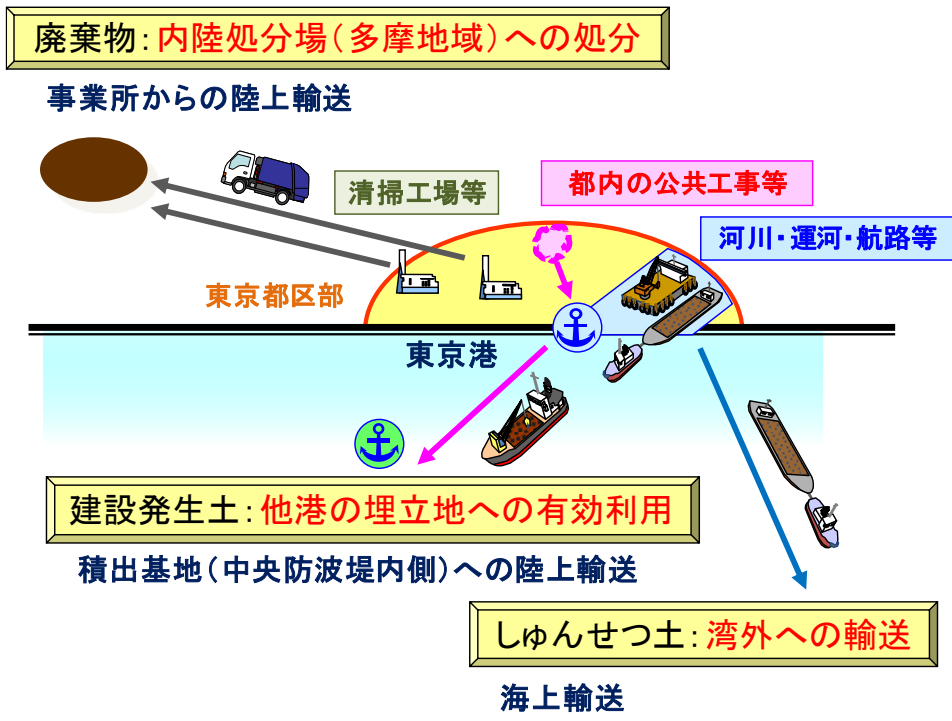


3. 事業の投資効果

■ 便益の計測(廃棄物等処分の適正化[処分コストの縮減])

●新海面処分場の事業実施により、廃棄物や建設発生土、しゅんせつ土の処分コストの縮減が図られる。

区分	Without (整備なし) 時	With (整備あり) 時	便益(処分コスト縮減額)	
廃棄物	内陸処分場(多摩地域)への処分コスト	新海面処分場への処分コスト	20,927億円	34,079億円
建設発生土	他港の埋立地用材としての搬出コスト	新海面処分場への処分コスト	1,179億円	
しゅんせつ土	東京湾外への処分コスト	新海面処分場への処分コスト	11,973億円	



3. 事業の投資効果

■ 便益の計測(新たな土地の造成[資産の創出])

●対象プロジェクトの実施により、新たな土地が造成される。



ブロック	面積
A	19.6万m ²
B	71.1万m ²
C	68.5万m ²
D	66.0万m ²
G	71.0万m ²
F	83.7万m ²
計	379.9万m ²

便益 (資産創出額)
7,617億円

3. 事業の投資効果

定量的な効果

計算条件

- ・ 適用マニュアル：「港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル(令和6年6月)」
「港湾投資の評価に関する解説書2011」
- ・ 処分量：「廃棄物等の埋立処分計画 令和4年2月改定：東京都」
- ・ 対象ブロック：A～D、G、Fブロック
- ・ 基準年：令和6年度
- ・ 完了年：令和27年度（護岸整備）
- ・ 検討年数：埋立処分の完了見込みまで（維持管理）

計算結果

		事業全体
便益 (B)	廃棄物等処分の適正化(処分コスト縮減)	28,249.7億円
	新たな土地の造成(資産の創出)	1,946.7億円
	合計	30,196.4億円
費用 (C)	事業費	10,433.4億円
	維持管理費	5,025.0億円
	合計	15,458.4億円
費用便益比(B/C)		2.0 (前回1.5)

※便益及び費用は社会的割引率(4%)として令和6年度の価値に換算し、事業開始から埋立処分の完了見込みまでの総額

(参考)社会的割引率2%の場合：B/C=2.2、社会的割引率1%の場合：B/C=2.4

※現在価値算出のための社会的割引率は4%を用い、比較のために参考として2%及び1%として算出した結果を併記する。
 なお、参考比較のための値は平成15年(2003年)～令和4年(2022年)の期間の国債の実質利回りを踏まえた1%、及び、平成5年(1993年)～令和4年(2022年)の期間の国債の実質利回りを踏まえた2%としている(公共事業評価に関する技術指針(令和5年9月国土交通省))。

3. 事業の投資効果

定性的な効果

- 既設の中央防波堤外側埋立地が満杯になる前に、新たな処分場を確保すべく本事業を推進した結果、廃棄物等を安定的に処分することができる。なお、都は廃棄物等の中間処理、再利用・再資源化に積極的に取り組み、最終処分量の削減を進めてきた。
- 経済社会活動が活発な東京23区では、今後も新たな最終処分場を確保することが困難なことから、廃棄物等の減量・資源化に努めながら、新海面処分場において着実に護岸整備を図ることにより、一日でも長く廃棄物等の適正な処分に寄与していくとともに、快適な都民生活や都市の活力を維持することができる。

4. 事業の進捗状況

(1) 事業費の執行状況

	用地費	工事費	合計
全体事業費 (A～D、G、Fブロック)	—	5,467億円	5,467億円
執行済額	—	3,081億円	3,081億円
進捗率	—	56.4%	56.4%

金額は億円単位で四捨五入

(2) 事業費の変更要因

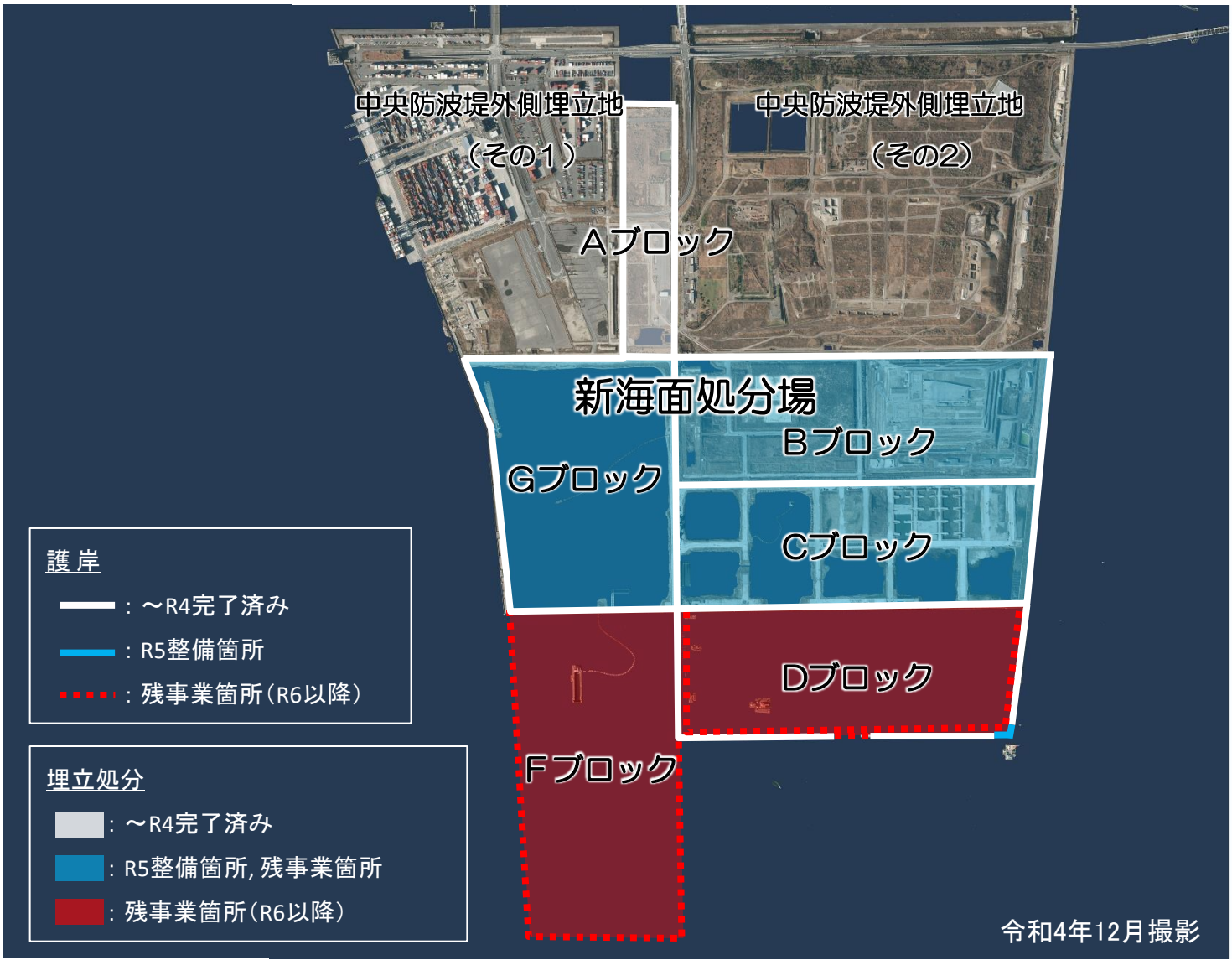
事業費は、Fブロックが新規に追加されたことなどから、前回評価時より2,311億円増加した。

(3) 一定期間を要した背景等

本事業は、東京港最後の処分場整備である。廃棄物等の減量・資源化の取組みによる埋立処分量の削減や処分場の容量増大策により、できる限りの延命化に取り組んでおり、事業の完了までには長期間を要するものである。

4. 事業の進捗状況

(5) 前回評価(令和4年度)以降の整備状況、残事業



5. 事業の進捗の見込み

(1) 事業の実施のめど、進捗の見通し

- 護岸整備について、埋立処分に支障が生じないように、埋立処分者等と綿密に調整しながら順調に進捗している。

(2) 事業費、事業期間変更の見込み

- 令和5年度末時点で56.4%(事業費ベース)の進捗状況であり、令和27年度に事業完了の見込みである。
- 現時点で、順調な事業進捗に努めており、事業費及び事業期間について変更は無い見込みである。

6. コスト縮減等

(1) コスト縮減、代替案立案の取り組み等

- 今後とも事業執行に当たり、護岸建設の設計段階での要求性能を満たす経済的な構造選定を行い、コスト縮減に努めていく。
- 新海面処分場は、東京23区最後の最終処分場であり、他に処分場を確保することは困難なため、代替案立案の可能性は極めて少ない。

(2) その他、事業執行におけるコスト縮減等の取り組み

- 今後、新たに整備を行うブロックについて、護岸等の施工方法の詳細検討の中で、コスト縮減に取り組む。

7. 対応方針(原案)

(1) 事業の必要性等に関する視点

- これまで、延べ約4,328万 m^3 (令和5年度末)の廃棄物等を適正に最終処分しており、着実な護岸整備によって、処分場の確保という使命を果たしている。
- 「廃棄物等の埋立処分計画」に基づき、新海面処分場に求められる埋立処分受入可能容量を確保する必要があるため、今後も最終処分場の整備の必要性に変化はない。

(2) 事業の進捗の見込みの視点

- 平成5年度に事業着手し、令和5年度末の時点で56.4%(事業費ベース)の進捗状況であり、令和27年度に事業完了予定となっている。
- 本事業は順調な事業進捗に努めており、継続して進めていくべきである。

(3) コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

- 今後とも事業執行に当たり、護岸建設の設計段階での要求性能を満たす経済的な構造選定を行い、コスト縮減に努めていく。
- 新海面処分場は、東京23区最後の最終処分場であり、他に処分場を確保することは困難なため、代替案立案の可能性は極めて少ない。

7. 対応方針(原案)

(4) 対応方針(原案)

- 新海面処分場は、中央防波堤外側埋立地が限界に達しつつある中、廃棄物埋立護岸の整備を推進し、廃棄物等を適正に最終処分しており、都民生活や都内の経済活動の維持に寄与している。
- 本事業を中止する場合は廃棄物等の最終処分ができなくなるため、引き続き着実な効果発現を図ることが適切である。
- 今後も、「廃棄物等の埋立処分計画」に基づき廃棄物等の減量・資源化に積極的に取り組むとともに、安定的、かつ、適切に廃棄物を処分するため、新海面処分場に求められる埋立処分受入可能容量の確保に向けて、着実な廃棄物埋立護岸の整備が不可欠である。
- 以上より、本事業は『継続』が妥当であると考えます。